

重要事項説明書（訪問看護）

1 事業所の概要

事業所名	公立みつぎ総合病院訪問看護ステーション「みつぎ」
所在地	広島県尾道市御調町市107番地1
事業所指定番号	3464190010（広島県指定）
管理者・連絡先	訪問看護師長
	0848-76-2811
通常のサービス提供地域	尾道市御調町・木ノ庄町・原田町・美ノ郷町、世羅郡世羅町大字宇津戸、府中市三郎丸町・河南町・篠根町・父石町・僧殿町、三原市八幡町

2 事業所の職員体制等

ステーションに勤務する職員の職種及び員数は、「指定居宅サービス等の事業所の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」第60条及び第61条に規定する人員に関する基準を下回らないものとします。

- | | |
|----------------------|---------|
| (1) 管理者（保健師又は看護師） | 1名 |
| (2) 保健師、看護師、准看護師 | 2. 5名以上 |
| (3) 理学（作業）療法士又は言語聴覚士 | 3名以上 |
| (4) その他職員 | 必要数 |

3 営業日及び時間

営業日 月曜日～金曜日 8：30～17：15

休業日 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12月29日～1月3日）

なお、緊急対応（連絡）体制をとっており、必要に応じて24時間対応しています。

◎ 平日（昼間）の連絡先	0848-76-2811
◎ 夜間・休日連絡先	090-1015-3660

4 利用者負担金

- (1) 介護保険サービスの利用料は、支給限度額内は介護保険負担割合証に応じて対応します。支給限度額を超えた場合は全額自己負担となります。利用料については「別紙1」をご参照ください。
- (2) 医療保険の利用料は健康保険法、後期高齢者医療制度等の規定による費用の額を請求いたします。保険により負担のかからない方もあります。
- (3) 支払い方法
毎月20日までに、前月分の請求書を発行しますので、請求書を受け取った月の月末までに当事業所へお支払いください。お支払方法は相談の上、双方合意した方法をとらせていただきます。お支払いの後に領収書を発行いたします。

5 キャンセル等

訪問看護サービスを変更・追加、中止または中断する場合は、事前に上記連絡先までご連絡ください。

6 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の訪問について

理学療法士等による訪問は、看護業務の一環としてリハビリテーションを中心としたものです。その専門性を活かした看護サービスを提供いたします。

7 当事業所のサービスの方針等

公立みつぎ総合病院訪問看護ステーション「みつぎ」は、地域包括ケアシステムのなかで公立みつぎ総合病院の理念のもと、訪問看護の担い手として在宅ケアの中核の役割を担っています。当事業所は、保健・医療・介護・福祉との連携によって複合的なニーズに対応し、利用者

の自立支援とＱＯＬ（生活の質）の維持向上を目指します。

8 虐待の防止について

ステーションは、利用者の人権擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する指針の整備、委員会の開催、担当者の選定を行います。
- (2) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (3) 成年後見制度の利用を支援します。
- (4) その他、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために必要な措置を講じます。
- (5) サービス提供中に事業所従業者又は養護者（利用者の家族等利用者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村等に通報します。

9 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者があらかじめ指定する連絡先にも連絡します。

10 事故発生時の対応方法について

利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

11 秘密の保持・個人情報の使用について

利用者の秘密の保持・個人情報は、訪問看護サービス利用約款第9条（秘密保持）及び公立みつき総合病院個人情報保護方針（プライバシーポリシー）に沿って適切に管理の上使用し、その取扱いには万全の体制で取り組んでいます。

12 身体拘束・行動制限等の原則禁止

ステーションはサービス提供にあたって、利用者に対して身体拘束・行動制限は原則行いません。

但し、自傷他害の恐れがあるなど緊急やむを得ないと管理者が判断した場合は、医師と連携し、理由及び目的等について利用者又は家族等に説明したうえで、その様態、身体の状態など必要な事項を記録し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。

13 適切な訪問看護の提供を確保する取組み

(1) 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の発生及びまん延等に関する取組み徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練の実施等に取り組んでいます。

(2) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保

男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する、ステーションの責務を踏まえハラスメント対策に取り組んでいます。

(3) 業務継続計画（BCP）の策定等

感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に開催する等の措置を講じます。

1.3 相談窓口、苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、介護支援専門員および当事業所管理者のほかに、次の窓口で対応します。

尾道市北部地域包括支援センター	所在地 広島県尾道市御調町市107番地1 電話番号 0848-76-2495 FAX番号 0848-77-0033 責任者 管理者 内海 香恵 対応時間 平日8:30 ~ 17:15
-----------------	---

○次の公的機関においても、苦情申出等の相談ができます。

尾道市御調保健福祉センター 健康福祉係	所在地 尾道市御調町市107番地1 電話番号 0848-76-2235 FAX番号 0848-77-0033
尾道市福祉保健部高齢者福祉課 介護保険係	所在地 尾道市久保1丁目15番1号 電話番号 0848-38-9440 対応時間 平日 8:30 ~ 17:15
三原市保健福祉部高齢者福祉課 介護保険係	所在地 三原市港町3丁目5番1号 電話番号 0848-67-6240
三原市保健福祉部保健医療課 国保医療係	電話番号 0848-67-6050 対応時間 平日 8:30 ~ 17:15
世羅町福祉課高齢者地域包括支援係	所在地 世羅郡世羅町本郷947番地 電話番号 0847-25-0072
世羅町健康保険課保険係	電話番号 0847-25-0134 対応時間 平日 8:30 ~ 17:15
府中市健康福祉部医療介護保険課 介護保険係	所在地 府中市府川町315番地 電話番号 0847-40-0222
保険年金係	電話番号 0847-44-9145 対応時間 平日 8:30 ~ 17:15
その他利用者在住市町村介護保険・医療保険担当課	お住まいの市町村の介護保険・医療保険担当課に相談することができます。
広島県国民健康保険団体連合会 (国保連)	所在地 広島市中区東白島町19番49号 電話番号 082-554-0783 FAX番号 082-511-9126 対応時間 平日 8:30 ~ 17:15
広島県医療安全支援センター	所在地 広島市中区基町10番52号 電話番号 082-513-3058 対応時間 平日 13:00 ~ 16:00
広島県福祉サービス運営適正化委員会 (広島県社会福祉協議会) ※福祉サービス全般	所在地 広島県広島市南区比治山本町12-2 電話番号 082-254-3419 FAX番号 082-569-6161 対応時間 平日 8:30 ~ 17:00

○また、要介護認定等について市町の決定に納得できない場合の審査請求窓口は以下のとおりです。

広島県介護保険審査会	所在地 広島県尾道市古浜町26-12 広島県東部厚生環境事務所 厚生課 厚生推進係 電話番号 0848-25-2011 (代表) FAX番号 0848-25-2461 対応時間 平日 8:30 ~ 17:15
------------	---

14 事業主体の概要

事業主体	尾道市（公立みつぎ総合病院）（種別：市町村）
代表者名	尾道市病院事業管理者
所在地・電話	広島県尾道市御調町市124番地 公立みつぎ総合病院 電話 0848—76—1111（代表）
尾道市御調町の概要	尾道市御調町では、公立みつぎ総合病院を核として「出ていく医療・福祉」を 実践し、保健・医療・介護・福祉の統合を果たして地域包括ケアシステムを構 築しており、介護支援サービスや在宅・施設の介護サービスはそれらの一環と して位置づけられています。
尾道市御調町の 介護保険 サービス	居宅介護支援事業所、地域包括支援センター（介護予防支援事業所）、訪問看護 ステーション、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護（介護 予防通所介護等）、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療 養介護、認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、 ホームヘルパーステーション（訪問介護等）等

令和6年8月1日改定

(1) 介護保険サービスの利用料

サービスの内容		算定項目		1 割負担	2 割負担	3 割負担	
看護師・保健師	訪問看護 I 1	20 分未満	週 1 回以上 20 分以上の訪問を行った場合に限り	314	628	942	
	訪問看護 I 2	30 分未満		471	942	1,413	
	訪問看護 I 3	30 分以上 60 分未満		823	1,646	2,469	
	訪問看護 I 4	60 分以上 90 分未満		1,128	2,256	3,384	
療法師	訪問看護 I 5	1 回 (20 分)	1 日 2 回まで、1 週間に 6 回を限度	294	588	882	
	訪問看護 I 5・2 超	1 日 2 回超 1 回につき	1 日に 2 回を超えて実施する場合 1 回 20 分毎に 3 回 (60 分) の場合 $265 \times 3 = 795$	265 (795)	588 (1590)	882 (2385)	
加算	退院時共同指導加算		1 回 退院後初回訪問時 (特別管理加算を算定するものにあつては、2 回)	600	1,200	1,800	
	初回	初回加算 I	1 月 退院日看護師が訪問し、新規看護計画を作成した利用者	350	700	1,050	
		初回加算 II	退院翌日以降に初回訪問し新規看護計画を作成した場合	300	600	900	
	訪問看護中山間地域等提供加算		国が指定する中山間地域等に居住する者へサービス提供加算	所定の単位の 5%加算 通常のサービス提供地域 (事業の概要参照) を超えて訪問看護を提供する場合	5%加算		
	緊急時訪問看護加算 II 1		1 月	月に 2 回以降の緊急訪問については、早朝夜間深夜に係る加算を算定する	574	1,148	1,722
	特別管理加算 I		1 月	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態等	500	1,000	1,500
	特別管理加算 II		1 月	在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態等	250	500	750
	訪問看護サービス提供体制加算 I 1		1 回につき	7 年以上の経験者を 3 割以上配置し、研修等を定期的に実施している	6	12	18
	専門理加算		1 月	専門の研修を受けた看護師が訪問看護を実施する場合	250	500	750
	訪問看護ターミナルケア加算		死亡月	死亡日を含む 14 日以内に 2 回以上ターミナルケアを実施した場合	2,500	5,000	7,500

※上記表は通常時間帯 (午前 8 時から午後 6 時) の介護給付費です。

◎早朝・夜間、及び深夜の訪問は所定の点数が加算されます。

◎支給限度額内は介護保険負担割合証に応じて、支給限度額を超える場合は全額自己負担となります。

◎所得により一部負担の割合が異なる場合や、公費等により負担が軽減される場合があります。

◎複数名での対応が必要な場合は、対応時間に応じ 30 分未満 254 点、30 分以上 402 点が加算されます。

看護補助者 (その他の職員) が同行する場合は、30 分未満 201 点 30 分以上 317 点が加算されます。

(2) 医療保険の利用料

基本利用料

令和6年6月1日改定

内容		料金	1割負担	2割負担	3割負担
基本療養費	看護師 週3回まで	5,550	555	1,110	1,665
	看護師 週4回目以降	6,550	655	1,310	1,965
	准看護師 週3回まで	5,050	505	1,010	1,515
	准看護師 週4回目以降	6,050	605	1,210	1,815
	療法士等（リハビリ）	5,550	555	1,110	1,665
精神科基本療養費	週3回まで30分未満	4,250	425	850	1,275
	週3回まで30分以上	5,550	555	1,110	1,665
	週4回まで30分未満	5,100	510	1,020	1,530
	週4回まで30分以上	6,550	655	1,310	1,965
訪問看護管理療養費	月の初日	7,670	767	1,534	2,301
	2日目以降	3,000	300	600	900
24時間対応体制加算	月1回	6,520	652	1,304	1,956
情報提供療養費	月1回	1,500	150	300	450
複数名訪問看護加算	看護師等	4,500	450	900	1,350
	准看護師	3,800	380	760	1,140

その他 加算

夜間早朝加算	夜間（18～22時）、 早朝（6時～8時）	2,100	210	420	630
深夜加算	深夜（22時～6時）	4,200	420	840	1,260
長時間訪問看護加算	90分を超える場合	5,200	520	1,040	1,560
複数名訪問看護加算	保健師・看護師・療法士・ 言語聴覚士等	4,500	450	900	1,350
	准看護師	3,800	380	760	1,140
特別管理加算（月1回）	重症度等の高い場合	5,000	500	1,000	1,500
	上記以外	2,500	250	500	750
退院時共同指導加算	要件により2回まで	8,000	800	1,600	2,400
特別管理指導加算	退院指導を行った特別管理 加算を算定する者	2,000	200	400	600
退院支援指導加算	退院日の支援	6,000	600	1,200	1,800
	長時間支援の場合	8,400	840	1,680	2,520
乳幼児加算	厚生労働大臣が認める者	1,800	180	360	540
	上記以外	1,300	130	260	390
在宅患者緊急時等カンファレンス加算		2,000	200	400	600
専門管理加算		2,500	250	500	750
訪問看護ターミナルケア療養費		25,000	2,500	5,000	7,500
訪問看護ベースアップ評価料		780	78	156	234

◎加入されている保険や所得によって、一部負担の割合が異なります。

◎訪問看護医療DX情報活用加算を月1回50円所定額に加算します。

◎公費適応の対象者は、負担が軽減される場合があります。

◎その他の条件等により、利用料が異なる場合があります。

◎利用料は、四捨五入が適用されます。

○訪問担当者が看護師・保健師と准看護師によって単位が異なります。

准看護師が訪問の場合は通常単位の ×90%

看護補助者（当事業所に所属するその他の従業者）が同行する場合は、規定する利用料が別途算定されます。

○訪問時間が早朝・夜間、深夜の場合は割増料金となります。

・早朝（6時～8時まで）夜間（18時～22時まで） 25%加算

・深夜（22時～6時まで） 50%加算

○2人以上が訪問を行なう場合とは

①末期の悪性腫瘍、神経難病の利用者

②特別管理加算の対象者

③特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている者

④暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる者

⑤利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問が困難と認められる者

③その他利用者の状況等から判断して、①から⑤のいずれかに準ずると認められる者

○90分を超える訪問について

「特別管理加算を算定する状態のもの」への長時間の訪問に対して、300単位が加算されます。

○退院時共同指導加算算定要件について

医療機関等からの退院・退所後に円滑に訪問看護が提供できるよう、病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中若しくは入所中の者に対して、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文章により提供した場合に算定します。

必要な場合は、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。）を活用して行うこともできます。

○看護・介護職員連携強化加算について

指定訪問看護事業所の看護職員が指定訪問介護事業所と連携し、当該事業所の訪問介護員等が利用者に対し特定行為業務（たんの吸引等）を円滑に行うための支援を行った場合は、1月に1回に限り所定単位数が加算されます。

○サービス提供体制強化加算について

事業所に一定期間以上の勤務経験を持つ者が、規定された割合以上にある場合に所定の単位数が加算されます。

また、理学療法士等の訪問の場合は、時間訪問すると20分×3回の訪問となっており、サービス提供体制強化加算も6単位×3回と算定することとなります（広島県Q&A24.3.29掲載参照）。

○交通費について

通常の事業の実施地域以外からの利用者の要請があったときは、訪問看護に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点からその実費を利用者の同意を得て徴収することがあります。この場合、1キロメートルにつき37円で計算するものとし、円未満の端数は切り捨てるものとします。

(2) 医療保険の訪問看護利用料

健康保険法、後期高齢者医療制度等の規定により加入されている医療保険による費用の額を請求いたします。

所得により一部負担割合が異なる場合や、公費により負担が軽減される場合があります。

令和7年4月1日改定

苦情相談解決に向けて

— 公立みつぎ総合病院訪問看護ステーション「みつぎ」 —

指定サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第36条の規定により、公立みつぎ総合病院訪問看護ステーション「みつぎ」が提供する指定訪問看護サービスに関する苦情に適切に対処するため、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を置く。

- 1 苦情解決責任者 公立みつぎ総合病院訪問看護ステーション「みつぎ」 訪問看護師長
- 2 相談・苦情受付担当者 公立みつぎ総合病院訪問看護ステーション「みつぎ」 主任看護師
常設窓口（連絡先）電話 0848-76-2811
- 3 第三者委員 尾道市御調地区介護保険推進委員会委員
（尾道市御調保健福祉センター内 電話 0848-76-2235）

苦情解決の方法

1 苦情の受付

面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付ける（苦情申出人が第三者委員に直接申し出ること可）。

2 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告する。

第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告があった旨を通知する。

3 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に向けて苦情処理検討委員会で検討する。その際苦情申出人が、第三者委員の助言や立会いを求めることができる。

苦情処理検討委員（苦情解決責任者）訪問看護師長
（苦情受付担当者）主任看護師

なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次の内容である。

- ア 第三者委員による苦情内容の確認
- イ 第三者委員による解決案の調整・助言
- ウ 話し合いの結果や改善事項等の確認

4 市町村等の紹介

苦情処理検討委員会で解決できない苦情は、次の窓口で紹介する。

- | | |
|--------------------------------|-----------------|
| ○尾道市北部地域包括支援センター | 電話（0848）76-2495 |
| ○尾道市御調保健福祉センター内健康福祉係 | 電話（0848）76-2235 |
| ○尾道市福祉保健部高齢者福祉課介護保険係 | 電話（0848）38-9118 |
| ○三原市保健福祉部高齢者福祉課介護保険係 | 電話（0848）67-6240 |
| " 保険医療課国保医療係 | （0848）67-6050 |
| ○世羅町福祉課高齢者地域包括支援係 | 電話（0847）25-0072 |
| " 健康保険課保険係 | （0847）25-0134 |
| ○府中市健康福祉部医療介護保険課介護保険係 | 電話（0847）40-0222 |
| " 保険年金係 | （0847）44-9145 |
| （その他利用者在住市町介護保険・医療保険担当課等） | |
| ○広島県国民健康保険団体連合会（国保連） | 電話（082）554-0783 |
| ○広島県医療安全支援センター | 電話（082）513-3058 |
| ○広島県福祉サービス運営適正化委員会（広島県社会福祉協議会） | 電話（082）254-3419 |
| ○広島県介護保険審査会（要介護認定に関する不服審査窓口） | |
| 広島県東部厚生環境事務所厚生課厚生推進係 | 電話（0848）25-2011 |

重要事項説明書（介護予防訪問看護）

1 事業所の概要

事業所名	公立みつぎ総合病院訪問看護ステーション「みつぎ」
所在地	広島県尾道市御調町市107-1
事業所指定番号	3464190010（広島県指定）
管理者・連絡先	訪問看護師長
	0848-76-2811
通常のサービス提供地域	尾道市御調町・木ノ庄町・原田町・美ノ郷町、世羅郡世羅町大字宇津戸、府中市三郎丸町・河南町・篠根町・父石町・僧殿町、三原市八幡町

2 事業所の職員体制等

ステーションに勤務する職員の職種及び員数は、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び並びにして介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）」第63条及び第64条に規定する人員に関する基準を下回らないものとします。

- | | |
|----------------------|---------|
| (1) 管理者（保健師又は看護師） | 1名 |
| (2) 保健師、看護師、准看護師 | 2. 5名以上 |
| (3) 理学（作業）療法士又は言語聴覚士 | 3名以上 |
| (4) その他職員 | 必要数 |

3 営業日及び時間

営業日 月曜日～金曜日 8:30～17:15

休業日 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12月29日～1月3日）

なお、緊急対応（連絡）体制をとっており、必要に応じて24時間対応しています。

◎ 平日（昼間）の連絡先	0848-76-2811
◎ 夜間・休日連絡先	090-1015-3660

4 利用者負担金

- (1) 介護保険サービスの利用料は、支給限度額内は介護保険負担割合証に応じて対応します。支給限度額を超えた場合は全額自己負担となります。
利用料については「別紙1」をご参照ください。
- (2) 医療保険の利用料は健康保険法、後期高齢者医療制度等の規定による費用の額を請求いたします。
保険により負担のかからない方もあります。
- (3) 支払い方法
毎月20日までに、前月分の請求書を発行しますので、請求書を受け取った月の月末までに当事業所へお支払いください。お支払方法は相談の上、双方合意した方法をとらせていただきます。お支払いの後に領収書を発行いたします。

5 キャンセル等

介護予防訪問看護サービスを変更・追加、中止または中断する場合は、事前に上記連絡先までご連絡ください。

6 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の訪問について

理学療法士等による訪問は、看護業務の一環としてリハビリテーションを中心としたものです。その専門性を活かした看護サービスを提供いたします。

7 当事業所のサービスの方針等

公立みつぎ総合病院訪問看護ステーション「みつぎ」は、地域包括ケアシステムのなかで公立みつぎ総合病院の理念のもと、訪問看護の担い手として在宅ケアの中核の役割を担っています。当事業所は、保健・医療・介護・福祉との連携によって複合的なニーズに対応し、利用者

の自立支援とＱＯＬ（生活の質）の維持向上を目指します。

8 虐待の防止について

ステーションは、利用者の人権擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する指針の整備、委員会の開催、担当者の選定を行います。
- (2) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (3) 成年後見制度の利用を支援します。
- (4) その他、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために必要な措置を講じます。
- (5) サービス提供中に事業所従業者又は養護者（利用者の家族等利用者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村等に通報します。

9 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者があらかじめ指定する連絡先にも連絡します。

10 事故発生時の対応方法について

利用者に対する介護予防訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に介護予防訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

11 秘密の保持・個人情報の使用について

利用者の秘密の保持・個人情報は、訪問看護サービス利用約款第9条（秘密保持）及び公立みつぎ総合病院個人情報保護方針（プライバシーポリシー）に沿って適切に管理の上使用し、その取扱いには万全の体制で取り組んでいます。

12 身体拘束・行動制限等の原則禁止

ステーションはサービス提供にあたって、利用者に対して身体拘束・行動制限は原則行いません。

但し、自傷他害の恐れがあるなど緊急やむを得ないと管理者が判断した場合は、医師と連携し、理由及び目的等について利用者又は家族等に説明したうえで、その様態、身体の状況など必要な事項を記録し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。

13 適切な訪問看護の提供を確保する取組み

(1) 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の発生及びまん延等に関する取組み徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練の実施等に取り組んでいます。

(2) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保

男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する、ステーションの責務を踏まえハラスメント対策に取り組んでいます。

(3) 業務継続計画（BCP）の策定等

感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に開催する等の措置を講じます。

13 相談窓口、苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、介護支援専門員および当事業所管理者のほかに、次の窓口で対応します。

尾道市北部地域包括支援センター	所在地	広島県尾道市御調町市107番地1
	電話番号	0848-76-2495
	FAX番号	0848-77-0033
	責任者	管理者 内海 香恵
	対応時間	平日8:30 ~ 17:15

○次の公的機関においても、苦情申出等の相談ができます。

尾道市御調保健福祉センター 健康福祉係	所在地	尾道市御調町市107番地1
	電話番号	0848-76-2235
	FAX番号	0848-77-0033
尾道市福祉保健部高齢者福祉課 介護保険係	所在地	尾道市久保1丁目15番1号
	電話番号	0848-38-9440
	対応時間	平日 8:30 ~ 17:15
三原市保健福祉部高齢者福祉課 介護保険係	所在地	三原市港町3丁目5番1号
	電話番号	0848-67-6240
三原市保健福祉部保健医療課 国保医療係	電話番号	0848-67-6050
	対応時間	平日 8:30 ~ 17:15
世羅町福祉課高齢者地域包括支援係	所在地	世羅郡世羅町本郷947番地
	電話番号	0847-25-0072
世羅町健康保険課保険係	電話番号	0847-25-0134
	対応時間	平日 8:30 ~ 17:15
府中市健康福祉部医療介護保険課 介護福祉係	所在地	府中市府川町315番地
	電話番号	0847-40-0222
保険年金係	電話番号	0847-44-9145
	対応時間	平日 8:30 ~ 17:15
その他利用者在住市町村介護保険・医療保険担当課	お住まいの市町村の介護保険・医療保険担当課に相談することができます。	
広島県国民健康保険団体連合会 (国保連)	所在地	広島市中区東白島町19番49号
	電話番号	082-554-0783
	FAX番号	082-511-9126
	対応時間	平日 8:30 ~ 17:15
広島県医療安全支援センター	所在地	広島市中区基町10番52号
	電話番号	082-513-3058
	対応時間	平日 13:00 ~ 16:00
広島県福祉サービス運営適正化委員会 (広島県社会福祉協議会) ※福祉サービス全般	所在地	広島県広島市南区比治山本町12-2
	電話番号	082-254-3419
	FAX番号	082-569-6161
	対応時間	平日 8:30 ~ 17:00

○また、要介護認定等について市町の決定に納得できない場合の審査請求窓口は以下のとおりです。

広島県介護保険審査会	所在地	広島県尾道市古浜町26-12 広島県東部厚生環境事務所 厚生課 厚生推進係
	電話番号	0848-25-2011 (代表)
	FAX番号	0848-25-2461
	対応時間	平日 8:30 ~ 17:15

14 事業主体の概要

事業主体	尾道市（公立みつぎ総合病院）（種別：市町村）
代表者名	尾道市病院事業管理者
所在地・電話	広島県尾道市御調町市124番地 公立みつぎ総合病院 電話 0848—76—1111（代表）
尾道市御調町の概要	尾道市御調町では、公立みつぎ総合病院を核として「出ていく医療・福祉」を 実践し、保健・医療・介護・福祉の統合を果たして地域包括ケアシステムを構 築しており、介護支援サービスや在宅・施設の介護サービスはそれらの一環と して位置づけられています。
尾道市御調町の 介護保険 サービス	居宅介護支援事業所、地域包括支援センター（介護予防支援事業所）、訪問看護 ステーション、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護（介護 予防通所介護等）、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療 養介護、認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、 ホームヘルパーステーション（訪問介護等）等

令和6年8月1日改定

[別紙1]

(1) 介護保険サービスの利用料

サービスの内容		算定項目		単位数	2割負担	3割負担	
看護師・保健師	予防訪看 I 1	20分未満	週1回以上20分以上の訪問を行った場合に限り	303	606	909	
	予防訪看 I 2	30分未満		451	902	1,353	
	予防訪看 I 3	30分以上60分未満		794	1,588	2,382	
	予防訪看 I 4	60分以上90分未満		1,090	2,180	3,270	
療養士	予防訪看 I 5	1回(20分)	1日2回まで、1週間に6回を限度	284	568	852	
	予防訪看 I 5・2超	1日2回超1回につき	1日に2回を超えて実施する場合1回20分毎に 1日3回(60分)の場合 142×3=426	142 (426)	568 (852)	852 (1278)	
加算							
	初回						
	支給限度額外						

※上記表は通常時間帯（午前8時から午後6時）の介護給付費です。

- ◎早朝・夜間、及び深夜の訪問は所定の点数が加算されます。
- ◎支給限度額内は介護保険負担割合証に応じて、支給限度額を超える場合は全額自己負担となります。
- ◎所得により一部負担の割合が異なる場合や、公費等により負担が軽減される場合があります。
- ◎複数名での対応が必要な場合は、対応時間に応じ30分未満254点、30分以上402点が加算されます。
看護補助者（その他の職員）が同行する場合は、30分未満201点 30分以上317点が加算されます。

(2) 医療保険の利用料

基本利用料

令和6年6月1日改定

内容		料金	1割負担	2割負担	3割負担
基本療養費	看護師 週3回まで	5,550	555	1,110	1,665
	看護師 週4回目以降	6,550	655	1,310	1,965
	准看護師 週3回まで	5,050	505	1,010	1,515
	准看護師 週4回目以降	6,050	605	1,210	1,815
	療法士等（リハビリ）	5,550	555	1,110	1,665
精神科基本療養費	週3回まで30分未満	4,250	425	850	1,275
	週3回まで30分以上	5,550	555	1,110	1,665
	週4回まで30分未満	5,100	510	1,020	1,530
	週4回まで30分以上	6,550	655	1,310	1,965
訪問看護管理療養費	月の初日	7,670	767	1,534	2,301
	2日目以降	3,000	300	600	900
24時間対応体制加算	月1回	6,520	652	1,304	1,956
情報提供療養費	月1回	1,500	150	300	450
複数名訪問看護加算	看護師等	4,500	450	900	1,350
	准看護師	3,800	380	760	1,140

その他 加算

夜間早朝加算	夜間（18～22時）、 早朝（6時～8時）	2,100	210	420	630
深夜加算	深夜（22時～6時）	4,200	420	840	1,260
長時間訪問看護加算	90分を超える場合	5,200	520	1,040	1,560
複数名訪問看護加算	保健師・看護師・療法士・ 言語聴覚士等	4,500	450	900	1,350
	准看護師	3,800	380	760	1,140
特別管理加算（月1回）	重症度等の高い場合	5,000	500	1,000	1,500
	上記以外	2,500	250	500	750
退院時共同指導加算	要件により2回まで	8,000	800	1,600	2,400
特別管理指導加算	退院指導を行った特別管理 加算を算定する者	2,000	200	400	600
退院支援指導加算	退院日の支援	6,000	600	1,200	1,800
	長時間支援の場合	8,400	840	1,680	2,520
乳幼児加算	厚生労働大臣が認める者	1,800	180	360	540
	上記以外	1,300	130	260	390
在宅患者緊急時等カンファレンス加算		2,000	200	400	600
専門管理加算		2,500	250	500	750
訪問看護ターミナルケア療養費		25,000	2,500	5,000	7,500
訪問看護ベースアップ評価料		780	78	156	234

◎加入されている保険や所得によって、一部負担の割合が異なります。

◎訪問看護医療DX情報活用加算を月1回50円所定額に加算します。

◎公費適応の対象者は、負担が軽減される場合があります。

◎その他の条件等により、利用料が異なる場合があります。

◎利用料は、四捨五入が適用されます。

○訪問担当者が看護師・保健師と准看護師によって単位が異なります。
准看護師が訪問の場合は通常単位の ×90%

○訪問時間が早朝・夜間、深夜の場合は割増料金となります。
・早朝（6時～8時まで） 夜間（18時～22時まで） 25%加算
・深夜（22時～6時まで） 50%加算

○2人以上が訪問を行なう場合とは

- ①末期の悪性腫瘍、神経難病の利用者
- ②特別管理加算の対象者
- ③特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている者
- ④暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる者
- ⑤利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問が困難と認められる者
- ③その他利用者の状況等から判断して、①から⑤のいずれかに準ずると認められる者

○90分を超える訪問について

「特別管理加算を算定する状態のもの」への長時間の訪問に対して、300単位が加算されます。

○退院時共同指導加算算定要件について

医療機関等からの退院・退所後に円滑に訪問看護が提供できるよう、病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中若しくは入所中の者に対して、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文章により提供した場合に算定します。

必要な場合は、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。）を活用して行うこともできます。

○サービス提供体制強化加算について

事業所に一定期間以上の勤務経験を持つ者が、規定された割合以上にある場合に所定の単位数が加算されます。

また、理学療法士等の訪問の場合は、時間訪問すると20分×3回の訪問となっており、サービス提供体制強化加算も6単位×3回と算定することとなります（広島県Q&A24.3.29掲載参照）。

○交通費について

通常の事業の実施地域以外からの利用者の要請があったときは、訪問看護に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点からその実費を利用者の同意を得て徴収することがあります。この場合、1キロメートルにつき37円で計算するものとし、円未満の端数は切り捨てるものとします。

(2) 医療保険の訪問看護利用料

健康保険法、後期高齢者医療制度等の規定により加入されている医療保険による費用の額を請求いたします。

保険により負担のかからない方もあります。

令和7年4月1日改定

苦情相談解決に向けて

— 公立みつぎ総合病院訪問看護ステーション「みつぎ」 —

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第34条の規定により、公立みつぎ総合病院訪問看護ステーション「みつぎ」が提供する指定介護予防訪問看護サービスに関する苦情に適切に対処するため、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を置く。

- 1 苦情解決責任者 公立みつぎ総合病院訪問看護ステーション「みつぎ」 訪問看護師長
- 2 相談・苦情受付担当者 公立みつぎ総合病院訪問看護ステーション「みつぎ」 主任看護師
常設窓口（連絡先）電話 0848-76-2811
- 3 第三者委員 尾道市御調地区介護保険推進委員会委員
（尾道市御調保健福祉センター内 電話 0848-76-2235）

苦情解決の方法

1 苦情の受付

面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付ける（苦情申出人が第三者委員に直接申し出ること可）。

2 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受付した苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告する。

第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告があった旨を通知する。

3 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に向けて苦情処理検討委員会で検討する。その際苦情申出人が、第三者委員の助言や立会いを求めることができる。

苦情処理検討委員（苦情解決責任者）訪問看護師著
（苦情受付担当者）主任看護師

なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次の内容である。

- ア 第三者委員による苦情内容の確認
- イ 第三者委員による解決案の調整・助言
- ウ 話し合いの結果や改善事項等の確認

4 市町村等の紹介

苦情処理検討委員会で解決できない苦情は、次の窓口で紹介する。

- 尾道市北部地域包括支援センター 電話（0848）76-2495
- 尾道市御調保健福祉センター内健康福祉係 電話（0848）76-2235
- 尾道市福祉保健部高齢者福祉課介護保険係 電話（0848）38-9118
- 三原市保健福祉部高齢者福祉課介護保険係 電話（0848）67-6240
- 〃 保険医療課国保医療係 （0848）67-6050
- 世羅町福祉課高齢者地域包括支援係 電話（0847）25-0072
- 〃 健康保険課保険係 （0847）25-0134
- 府中市健康福祉部医療介護保険課介護保険係 電話（0847）40-0222
- 〃 保険年金係 （0847）44-9145
- （その他利用者在住市町介護保険・医療保険担当課等）
- 広島県国民健康保険団体連合会（国保連） 電話（082）554-0783
- 広島県医療安全支援センター 電話（082）513-3058
- 広島県福祉サービス運営適正化委員会（広島県社会福祉協議会）
電話（082）254-3419
- 広島県介護保険審査会（要介護認定に関する不服審査窓口）
広島県東部厚生環境事務所厚生課厚生推進係 電話（0848）25-2011

令和7年4月1日改定